



Tax Watch Update

Issue No. 14

2012 年 4 月

付加価値税 2

資本讓渡税 3

要約

- ▶ 0%VAT税率の適用の為に、輸出サービスがベトナム国外にて『消費』されるという要件を満たす規定は存在しない。
- ▶ 事業体に属する支店、店舗のVAT計算は直接法ではなく、控除法を適用しなければならない。
- ▶ 事業体が2012年4月3日以前に『外貨の領収が許可されない事業体』から商品・役務を購入し、外貨建てインボイスを受領したときに、要件を満たす場合、VATを控除でき、損金算入可能な費用として計上できる。該当商品・役務を販売する事業体は法律に基づき、処罰される。
- ▶ 2012年4月3日以降に発行された不正外貨建てのインボイスの仮払VATは控除できない上、損金算入可能な費用として計上できないと考えられる。
- ▶ 必要のないリスクを避けるために、インボイス及び外貨管理に関する規則を把握して、遵守する必要がある。

付加価値税 (VAT)

輸出サービス

2012年2月16日、税務総局より輸出サービスに対する0%付加価値税(VAT)税率の適用に関する課題への対応となるOfficial Letter 498/TCT-CS (OL 498)が発行されました。

OL 489は2010年6月14日に発行されたOfficial Letter 2061/TCT-CS (OL 2061)の内容を引用しています。OL 2061により、0%VAT税率の適用の為に、輸出サービスがベトナム国外にて『消費』されるという要件規定は無い。

VATの計算方法

事業体に属する支店と店舗のVAT申告方法に関する2012年2月17日付けOfficial Letter 529/TCT-CSにより、その他VAT計算方法に関する詳細規定が発行されていないので、事業体に属する支店、店舗のVAT計算は控除法を適用しなければなりません。

VATインボイスに記載する貨幣

2012年4月3日に、財務省よりVATインボイスに記載する通貨のガイドラインであるOfficial Letter 4355/BTC-TCT (OL 4355)が発行されました。本OLにより

- ▶ 法律により『商品を購入し外貨の領収が許可されている事業体』のみは、外貨建てインボイスの作成ができます。但し、インボイスには発行時点に、ベトナム中央銀行より公表されているベトナム換算用為替レートを明記しなければなりません。
- ▶ 『商品を購入し外貨の領収が許可されている事業体』によって、OL 4355の有効日(2012年4月3日)以前に発行され、ベトナム換算用為替レートが明記されたインボイスに対して、商品・役務の販売事業体が法律に準拠して税金を申告し、納税した場合、商品・役務の購入事業体はVATの控除ができ(VAT控除に関する要件を満たす場合)、損金算入可能な費用として計上できます。
- ▶ 『商品を購入し外貨の領収が許可されていない事業体』が顧客に外貨建てのインボイスを発行した場合、外貨管理に関する規則に基づき、処罰されます。

OL 4355は『商品を購入し外貨の領収ができる』と『許可されない』事業体が2012年4月3日以降に発行した外貨建てVATインボイスのVAT控除と損金算入可能な費用の計上については明確に規定していません。

全て場合に、インボイス及び外貨管理に関する規則の違反リスクを避けるために、事業体は自己インボイス発行業務に注意する必要があります。

要約

- ▶ 香港の税務居住事業体が株式譲渡時点でベトナムと香港の二重課税条約に規定されている要件を満たす場合、ベトナムの税務居住事業体（ベトナム事業体）に於ける株式譲渡所得に対する法人所得税が課税されない。

資本譲渡税

二重課税条約の適用

2012年3月30日付け Official Letter 1129/TGT-HTQT のガイダンスにより、香港の税務居住事業体（香港事業体）が株式譲渡時点で以下いずれかの要件を満たす場合、ベトナムの税務居住事業体（ベトナム事業体）に於ける株式譲渡所得に対する法人所得税を納税しなればなりません。

- (i) ベトナム事業体の資産価値に占める不動産価値の割合が50%以上。

或いは

- (ii) ベトナム事業体の株式に占める譲渡株式の割合が15%以上。

譲渡時点に於いて、香港事業体は上記の2つの要件を満たさない場合、ベトナムと香港の二重課税条約に基づき、香港事業体はベトナム法人所得税が課税されません。

お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイ事務所

| | |
|---|--------------|
| Huong Vu huong.vu@vn.ey.com | パートナー |
| Thanh Trung Nguyen thanh.trung.nguyen@vn.ey.com | ディレクター |
| Trang Pham trang.pham@vn.ey.com | ディレクター |
| Hoang Vu Phan hoang.vu.phan@vn.ey.com | ディレクター |
| The Gia Tran the.gia.tran@vn.ey.com | ディレクター |
| 安西 冬樹 fuyuki.anzai@vn.ey.com | 日系企業担当マネージャー |

ホーチミン事務所

| | |
|---|----------------|
| Christopher Butler christopher.butler@vn.ey.com | パートナー |
| Sarah Jubb sarah.jubb@vn.ey.com | エグゼクティブ・ディレクター |
| Nitin Jain nitin.jain@vn.ey.com | ディレクター |
| Thinh Xuan Than thinh.xuan.than@vn.ey.com | ディレクター |
| Thy Anh Huynh thy.anh.huynh@vn.ey.com | ディレクター |
| 小野瀬 貴久 Takahisa.Onose@vn.ey.com | 日系企業担当マネージャー |

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction
| Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している15万2,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2011 Ernst & Young Vietnam Limited.

All Rights Reserved.

FEA no. 16000241

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図しています。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。